

建築基準法改正の見直しに関する検討会に関する座長中間とりまとめ案 ～三つの検討課題に係る当面の見直し方向等～

1 はじめに

今回の検討会には、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方という三つの検討課題が与えられており、それらを中心に意見交換を進めてきたが、検討の過程で、現在の建築基準法を抜本的に見直すべきであるなど、建築基準法の現状が現在の建築設計や施工のあり方に適合していないとする意見が少なからず出された。建築に携わっている関係者の大方も、現在の建築基準法が望ましい形にはなっていないと考えていると思われる。

一方で、法規制にはその継続性が求められており、現実に日々の建築設計や施工が現在の建築基準法をはじめとする法体系に基づいて行われているため、建築基準法の抜本的見直しは多くの困難を伴うことも事実である。

このような状況のもと、建築基準法を抜本的に見直すためにはどのような障壁があるのか、どのような形で検討を進めるべきか、時代の変化に合わせて、今後どのような形で見直していくのか、少なくともそのロードマップを早急に策定することが必要である。また、その際には、建築関係者のみならず、多くの英知を集めて策定すべきである。

2 三つの課題に係る当面の見直し方向等

与えられた三つの課題については、かなりの時間をかけて検討を進め、多くの意見が出されたが、それらを要約すると、次のようになる。

(1) 構造計算適合性判定制度のあり方について

① 構造計算適合性判定制度の対象範囲について

構造計算適合判定制度の対象範囲については、見直す必要はないという慎重意見が複数の委員より提起される一方で、

- ・構造設計一級建築士が関与した場合に不要とすること
- ・自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすること
- ・上記のような場合に不要とする代わりにサンプル調査を実施すること
- ・対象とならない建築物の規模等の範囲を拡大すること
- ・比較的容易な構造計算による場合は不要とすること

など、多様な見直し提案がなされた。

このうち、設計者側において構造設計一級建築士が関与したことをもって不要とすることについては、第三者の目から設計行為に不適合な点がないかを確認する制度の趣旨からして合理的でないとの指摘や、構造設計一級建築士が関与した場合でも構造耐力不足の確認申請図書等が実態として存在しているとの指摘がなされた。

また、自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすることについては、自己所有であっても転売、賃貸等により第三者が使用する可能性があることや周囲への影響を考慮する必要があることなどの指摘がなされた。この

ように規制の適用を建物の所有・使用形態により区分する提案に関しては、建築物の構造、設備等に関する最低基準を定めている現行の建築基準法のあり方まで遡っての検討が本来必要であると考えられる。

サンプル調査とすることについては前提として大方問題がない実態があるべきで、そのような現状にないのではないかとの指摘がなされた。

対象とする建築物の規模等の範囲の見直しについては、エンドユーザーに安全な建物が提供されるよう、慎重に検討すべきとの意見や、構造計算ルートの設定や構造計算適合性判定の適用に係る建築物の規模等の区分について議論が必要との指摘があった。

比較的容易な構造計算による場合は構造計算適合性判定を不要とすることについては、建築主事の審査能力との関係で慎重に議論すべきとの指摘を踏まえ、行政庁における審査実態に関するヒアリング調査を急遽実施し、その結果、高度な構造計算ルート（限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、全体崩壊形の確認を要する許容応力度等計算（ルート2-3））については審査が難しい場合が多く、それ以外の構造計算ルートの場合には不整形な建物等工学的判断を要する建築物について、特に小規模な特定行政庁等において審査が難しいことが判明した。このため、実務者を交えた技術的検討を行う体制を早急に整備し、建築主事の審査能力との兼ね合いから構造計算適合性判定を不要とすることが可能な範囲について精査することが強く求められた。

以上を踏まえ、構造計算適合性判定の適用範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度、建築主事側の審査能力等に基づき対象外とすることが可能な範囲等について精査を行うため、早急に技術的検討を行う委員会等を設置し、当該委員会における検討結果を踏まえ、見直しを行う必要があると考えられる。

また、混構造建築物の構造計算方法の確立等についても実務者を中心とした専門委員会を設置し、検討することを求める意見も提起されており、上記委員会においてはこれらの関連テーマを含め、建築基準法の技術基準に関し技術的見地から検討を行う必要があると考えられる。

② 構造計算適合性判定制度の実施方法について

指定構造計算適合性判定機関が自ら引き受けた建築確認に係る構造計算適合性判定を行うことができるようにする所謂ワンストップ化については、ワンストップ化による審査期間短縮効果は小さいとの指摘や、異なる組織によるダブルチェックを堅持すべきとの指摘がある一方で、第三者性が確保されるような機関内での体制・実施方法や、必要な審査能力を有する人員・体制整備、審査上の役割分担の明確化等を条件に、ワンストップ化をできるようにしても良いのではないかとの意見が出された。

このため、建築確認と構造計算適合性判定の審査のワンストップ化に関しては、求められる人員・体制等の課題を精査した上で、所要の第三者性・審査能力の確保可能性等について検証することが望ましいと考えられる。

また、関連して、建築確認、住宅性能評価、住宅瑕疵担保責任保険の手続きのワ

ストップ化を図るべきとの提案や、適合性判定機関が一つしか指定されていないために審査期間が長期化することのないよう、複数機関の指定を促すべきとの指摘もなされた。

③ 構造計算適合性判定制度に関するその他の意見について

構造計算適合性判定制度に関してはこの他に

- ・エキスパンションジョイントで接続された複数の部分で構成される建築物に関し、構造的に分離された部分ごとに制度の適用対象か否かを判断すること
- ・構造計算の大臣認定プログラム制度を廃止すること
- ・伝統的構法による木造建築物は限界耐力計算による必要があるため構造計算適合性判定制度の対象となってしまう一方で、そもそも限界耐力計算に対する審査が困難と回答する行政庁が多いなど様々な問題があり、対応を図る必要があるなどの提案がなされた。

このうち、第一点目に関しては賛同する旨の意見が多数の委員から提起された。

したがって、構造計算適合性判定の適用範囲を見直す際には、エキスパンションジョイントで接続された複数の部分から構成される建築物の取扱いの見直しも併せて検討する必要があると考えられる。

第二点目に関しては制度を廃止しないことによる実態上のデメリットは確認されなかった。

また、第三点目の伝統的構法に関しては、既に「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会において実大振動台実験や簡易設計法等について検討が進められており、同委員会における検討成果を踏まえ、必要な措置を検討すべきである。

(2) 建築確認審査の法定期間について

建築主事が行う建築確認審査に適用される法定期間については、構造計算適合性判定を要するものについても上限を 35 日とすべきであるなどの意見が複数の委員より提起される一方で、昭和 25 年の法制定時に比べ設計の複雑化が進んでいる状況や諸外国に比べ設計審査期間が短いという実態について指摘がなされた。また、最大限延長可能な期間の規定をそもそも変える必要はないのではないかとの意見も出された。

さらに、法定期間については審査の実態を踏まえる必要があり、平成 22 年 6 月 1 日に施行された運用改善後の実態が明らかとなった段階で検討すべきとの指摘も複数の委員よりなされた。

さらに、審査の迅速化に向けては設計図書の精度向上等設計者側の協力・資質向上が必要であることや、確認審査の実態調査の結果から審査期間が極めて長いのは自治体が建築主となる物件が多いなど、特に小規模な特定行政庁等における審査体制の整備が課題であることが指摘されるとともに、法定期間の見直しよりも各機関に目標の設定や実績を開示させることの方が迅速化を促すこととなり効果的との指摘があった。

したがって、建築確認審査の法定期間については、平成 22 年 6 月の運用改善後の実態等を踏まえ検討するとともに、審査の迅速化に向けては設計者側の継続的な研鑽

や審査側における迅速化に向けた取組みが促されるよう、確認審査に係る審査側の審査期間及び申請者側の作業期間の内訳を含め、確認審査に要する期間の実績を開示する仕組みの導入等に取り組むべきである。

(3) 厳罰化について

厳罰化については、性善説に立ち設計側に対するチェックを緩和するのであれば信頼を裏切った者は、より厳罰に処すべきとの意見が提起される一方で、罰則は十分強化されているとの慎重意見や、刑事罰の強化よりも業務停止等の行政処分による制裁強化により対応すべきとの指摘が複数の委員よりなされた。

また、事後の罰則では被害者の救済に直結しないとの指摘や、効果的な行政処分による制裁があることを前提に、事前チェック機能を強化することが不正防止につながり有効ではないかとの指摘もあった。

以上より、罰則（法定刑）の引き上げに関しては、他制度における罰則の水準を考慮するとともに、併せて、効果的な行政処分による制裁強化を通じた不正の発生防止について検討する必要があると考えられる。この場合、設計段階のみならず、施工段階も含めた、より効果的な違反防止策を検討すべきである。

(4) その他の課題について

三つの課題以外についても、関連する課題に関し意見交換が行われたが、今回は建築基準法に関する三課題を中心に検討されたため、これらの関連課題については時間等による制約もあり、必ずしも十分な制度的検討等がなされていない。したがって、引き続き検討が必要と考えられる。

関連課題に関し提起された意見の概要は以下の通りである。

① 工事監理・中間検査・完了検査に関する意見

工事監理・中間検査・完了検査を徹底する仕組みの構築が重要であるとの指摘が多くの委員からなされた。特に中間検査については、全建築物に義務付けるべきとの指摘や、地域の実情を踏まえた特定行政庁による特定工程の指定を促進すべきとの指摘がなされた。また、特定行政庁毎に指定する工程を同一都道府県内でなるべく統一すべきではないかとの指摘もなされた。

② 既存不適格建築物の増改築等に関する意見

既存不適格建築物の増改築等については、既存部分の延べ面積の1/2を超える増改築についても構造規定の緩和措置の対象とすることを求める意見が多くの委員から出された。

また、平成19年に施行された法改正により既存不適格となってしまった新耐震基準施行以降の建築物の増改築が制約されてしまっていることが特に問題であるとの指摘もなされた。

一方で、現行の構造規定に対して既存不適格となる建築物がどの程度まで残ることを許容するのかについて社会的コンセンサスの形成がそもそも必要であるとの指摘や、緩和措置対象となる計画が構造計算適合性判定の対象とならないことは問題であ

るとの指摘がなされた。

さらに、増改築等が既存建築物に及ぼす影響や維持管理状態に応じた遡及適用の緩和など、優良な建築ストックが有効活用できる仕組みづくりが必要との提案もなされた。

③ 大臣認定に関する意見

平成 19 年施行の法改正以降、大臣認定の適用の厳格化等を図った結果として、認定件数が大幅に増大し、国土交通省側の処理能力の問題もあり、結果として着工前及び着工後の計画変更に係る手続き期間が長期に渡っていることは問題であり、複数仕様に係る認定や軽微な変更に係る取扱いの合理化等の改善を図る必要がある旨が提起された。大臣認定手続きの迅速化・簡素化・柔軟化は新技術の開発・活用の円滑化を図る上でも意義が大きいことから、制度改善等、手続きの迅速化に向け必要な措置を講じるべきであるとの指摘が多く委員からなされた。

一方で、新技術の開発・活用の円滑化に向け、旧第 38 条の規定に基づく大臣認定と同様の技術認定制度の創設等、建築技術の進歩を推進する仕組の整備を求める意見も提起された。

④ その他の意見

上記の意見に加え、建築士法に関するものなど、以下のような意見も提起された。

- 単体規定と集団規定との取扱いを区分すべき
- 4号建築物の構造等審査省略特例を廃止すべき
- 構造設計一級建築士制度は廃止すべき
- 設備設計一級建築士制度は廃止すべき
- 設備設計一級建築士制度において、建築設備士を活用すべき
- 建築設備士に設計・工事監理の業務権限を付与すべき（又は建築士のもとでこれらの業務を可能とすべき）
- 建築士・建築士事務所について関係団体による自律的監督体制を整備すべき
- 建築士事務所法を制定すべき

3 おわりに

本検討会においては平成 22 年 3 月 8 日以来、10 回（仮）にわたり、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方を中心に議論を行い、これらの検討課題に係る当面の見直し方向等を上記の通りとりまとめた。

国土交通省には、本報告を踏まえ、技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く求める。

また、三つの課題以外の事項についても多くの意見が出されたが、建築設計技術の進歩を促進させる法規制のあり方や既存の建築ストックの有効活用が社会的要請となっている中での建築物の品質のコントロールのあり方など、建築物の質の確保を推進していく仕組みのあり方については、引き続き議論を積み重ねていくべきである。